

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07 産業振興

### 提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

### 提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

経済産業省

### 求める措置の具体的な内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

#### 【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

#### 【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

## 根拠法令等

### 大規模小売店舗立地法第6条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市

- 複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。
- 複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。
- 当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。
- 複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあつたこともない。

## 各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなどを想定されている。従って、引き続き届出を求ることとした。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することができるから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【青森県】

大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することができる。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。

### 【岡山県】

確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特にないと考えられる。

【熊本市】

重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めるについて理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。

仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行るべきではないか。

都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(6) 大規模小売店舗立地法(平10法91)

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。